

令和6年度 生徒指導規則・心得

1 服装、頭髪など

①制服

冬 服	
上	ブレザー（右ボタン or 左ボタン）
	長袖カッターシャツ or 長袖ブラウス
	ネクタイ or リボン
下	冬用スラックス or スカート

夏 服	
上	半袖シャツ or ブラウス
下	夏用スラックス or スカート

- ・冬服、夏服とも、表の中から自由に組み合わせて選択する
（ブレザーの下に夏服は×）（ブレザーを着る場合はネクタイ又はリボンを着けること）
- ・冬服、夏服の期間は設けない（気温や体調に合わせて各自で判断する）
- ・通学靴 ⇒ ローファータイプまたは運動靴とする（雨天時は長靴も可）
- ・インナー⇒ セーター、カーディガン、ベストは可
（色は濃紺、黒、グレーVネックで無地）
（中学校時代のセーター、ワンポイント可）
※ブレザーからはみ出ないものとする
- ・防寒着 ⇒ 制服（ブレザー）の上から着用する。色や形の指定はなし。
※教室や体育館内では脱ぐこと
- ・ソックス⇒ 華美でないものとする（白、黒、紺が望ましい）
- ・ストッキング（タイツ）⇒ 無地の濃紺、黒、ベージュとする

②頭髪

- ・パーマ・染色・脱色は厳禁とする。（違和感がある場合は随時面談と指導を行う）
- ・進路を意識して、高校生にふさわしい形にすること

③装飾品

- ・ピアス、ネックレス、ブレスレット、化粧、カラーコンタクトは厳禁

④カバン

- ・通学カバンの指定はしない（なるべく荷物を1つにまとめること）

⑤その他

- ・登下校は制服 or 体操服で行う（体操服の場合は 8:30 までに更衣し教室に入る）
※男子⇒第1 選択教室 女子⇒女子更衣室
- ・休日の部活動時の服装は顧問の指示に従う

2 校内生活

- ① 8時30分のチャイムまでに登校し着席する（8時25分までに登校するのが望ましい）
- ② 下校時刻は17時30分とする
- ③ 所持品は必要最小限にし、不要品、危険物などは持参しない
- ④ 金銭の貸し借りは一切しない（多額の現金を持ってこないこと）
- ⑤ 欠席する場合は、原則保護者から学校へ連絡する（保護者がダメな場合は本人が連絡する）
- ⑥ 遅刻をする場合は、保護者または本人が連絡する
遅刻する場合 ⇒ 職員室で「遅刻届」を記入する（3回目以降からは指導を行う）
- ⑦ 早退する場合は保健室または職員室で「早退届」を記入して早退する
次に学校に来る際に「早退確認届」を担任へ提出する
- ⑧ 登校後は校外に出ることはできない（昼食を買いに出る、忘れ物を取りに帰るなど）

- ⑨全員が清掃美化を心がけるとともに、公共物、校具等を大切に扱う
(コンクリート部分はスリッパ可)
- ⑩校舎内では、指定の「スリッパ」を使用し体育館では「体育館シューズ」を使用する
- ⑪スキルアップシートを意識して取り組む
- ⑫開錠禁止の場所は緊急時以外に触らない
- ⑬スマートフォンの使用は、スマホルールを守ること
- ⑭部活動は学校生活を有意義に過ごすため、生徒は下記の部に入部することができる
運動部 ⇒ 硬式野球、ソフトテニス、陸上競技、ライフル射撃、ダンス、バスケットボール
文化部 ⇒ サブカルチャー(茶華道、美術、コンピュータ)、吹奏楽、ギター、eスポーツ
- ⑮以下の内容については厳しい指導を行う
 - ・喫煙(同席も含む)、飲酒(同席も含む)、窃盗などの犯罪行為
 - ・不正行為(カンニング)、授業妨害、指導無視、いじめ、誹謗中傷
 - ・無断免許取得、無断アルバイト、授業を抜け出す、交通ルール違反など、犯罪行為や危険行為や迷惑行為

3 校外生活

時間と場所を問わず、高校生としての自覚と良識を持ち、望ましい生活態度の確立に努める。

- ①万引き、窃盗、暴力行為および飲酒、喫煙、薬物の使用、ナイフの携帯などの違法行為はしない。巻き込まれないこと。
- ②立ち入り禁止場所には立ち入らない。
- ③不審者には十分注意する。見知らぬ人からの誘い、自動車を使用した誘いにはのらない。
※すぐに警察と学校へ連絡(ナンバープレートや特徴を覚える)
- ④登山、キャンプ、水泳、旅行等を計画するときは、綿密な計画を立て、保護者等の承認を得る。
- ⑤アルバイトの許可は、長期休業中のみする。ただし経済的状态により必要と認められた時はこの限りでない。保護者に連絡をとり許可を決める。無断アルバイトは禁止。
- ⑥お互いの人間形成に役立つような、高校生らしい交友関係を築く。
- ⑦スマートフォンやタブレットなどインターネットの利用には十分注意し、人権侵害にかかわる行為など絶対にしないように心がけ、加害者や被害者にならない。

4 交通

- ①自動車、単車等の免許取得は厳禁である。
※3年生の就職内定者は10月から、その他の生徒は2月から教習所への入所を許可する
ただし、免許取得は卒業式の翌日以降にすること
- ②常に交通法規、交通道德、車内道德を守り、事故の発生を防ぎ、被害者にも加害者にもならないよう万全の配慮をする。(信号無視、二列並進・傘さし運転・二人乗り・電子機器使用運転・右側通行禁止)
- ③自転車の整備・点検に心がけ、所定のステッカーをつける。
- ④自転車乗車中はヘルメットを着用することが望ましい。(努力義務)
- ⑤登校時の車の送迎は、ルールを守って所定の場所で行うこと。

安全・安心な学校を作っていこう